

秋田市告示111号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、雄物川河川緑地等維持管理業務におけるテニスコート等の使用料の徴収事務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和8年3月19日

秋田市長 沼谷 純

- 1 指定公金事務取扱者の名称および所在地  
公益財団法人秋田市総合振興公社  
理事長 鈴木 勉  
秋田市河辺豊成字虚空蔵大台滝1番地1
- 2 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等  
雄物川河川緑地等維持管理業務におけるテニスコート等の使用料の徴収事務
- 3 指定日  
令和8年3月19日
- 4 委託期間  
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで